



報道発表資料

報道関係者各位

令和2年8月7日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 阿部 浩志

賃金指導官 中里 康浩

電話 023 - 624 - 8224

FAX 023 - 624 - 8345

山形県最低賃金を3円引上げ、時間額793円に —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみ あきら}山上 朗）は、8月7日（金）現行の山形県最低賃金（790円）を3円引上げ（引上げ率0.38%）、時間額793円に改正するよう山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）に答申を行った。

今後、山形労働局は、この答申内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、答申どおりとなれば、10月3日から効力が発生する予定である。

【参考】山形県最低賃金改正状況（平成23年度～）

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成23年度	647円	2円	0.31%
平成24年度	654円	7円	1.08%
平成25年度	665円	11円	1.68%
平成26年度	680円	15円	2.26%
平成27年度	696円	16円	2.35%
平成28年度	717円	21円	3.02%
平成29年度	739円	22円	3.07%
平成30年度	763円	24円	3.25%
令和元年度	790円	27円	3.54%
令和2年度	793円	3円	0.38%